

日野市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、地域猫活動を行う市民、ボランティア団体等に対し、日野市内に生息する飼い主のいない猫を対象とした、公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」のさくらねこ無料不妊手術チケット（以下「手術チケット」という。）の利用を可能にするにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 飼い主のいない猫 人間に直接的に飼育されておらず、特定の個人が住む家屋を主な居場所としていない猫をいう。
- （2） 不妊手術 オス猫の去勢手術及びメス猫の避妊手術をいう。
- （3） さくらねこ 飼い主のいない猫で、不妊手術が施され、手術済みのしるしに耳先を桜の花びらの形（V字）に切った猫をいう。
- （4） 地域猫活動 日野市民（以下「市民」という。）又はボランティア団体等が、主体的に地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上繁殖しないようにし、その猫の命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動をいう。
- （5） 地域猫活動支援ボランティア団体 自ら又は日野市（以下「市」という。）の依頼を受けて地域猫活動を行う市民に対して、助言その他支援を行うボランティア団体をいう。

（交付条件）

第3条 この要領による手術チケットの交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- （1） 地域猫活動又は多頭飼育崩壊現場で猫に不妊手術を施し、その後適切な管理ができる団体として、日野市地域猫活動支援ボランティア団体登録手続要領（令和3年4月19日制定）に基づき市に登録された地域猫活動支援ボランティア団体
- （2） 地域猫活動を行っている市民で、前号の団体から支援を受けている者

（交付申請）

第4条 手術チケットの交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、日野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、手術チケットの交付が適当であると認めるときは、日野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書（第2号様式）により通知し、手術チケットを交付するものとする。

(交付決定の取消及び手術チケットの返還)

第6条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、日野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定取消及び返還通知書（第3号様式）により手術チケットの交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した手術チケットの返還を命ずるものとする。

- (1) 手術チケットの利用方法が著しく不相当と認められたとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

(利用報告)

第7条 申請者は、第5条の規定に基づき、交付を受けた手術チケットの有効期限終了後または不妊手術終了後、速やかに日野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

(免責)

第8条 市は、飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和3年4月23日から施行する。

付 則（令和5年10月27日）

この要領は、令和5年10月27日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）日野市長

住所（所在地）

団体名

（代表者名 _____）

電話番号

日野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

下記のとおり日野市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領第4条の規定に基づき、さくらねこ無料不妊手術チケットの交付を受けたいので、交付条件に同意のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 不妊手術利用者（地域猫活動主体者）

住所 _____ 氏名 _____

2 申請枚数

_____年 月分
_____枚

3 交付条件

下記の□にレ点チェックをいれて同意してから申請してください。

- 市内に生息する飼い主のいない猫であること。
- 手術チケットの利用にあたり問題が生じた場合は、責任をもって対応すること。
- 利用報告
 - ・交付済みチケットの有効期限終了後または不妊手術終了後、速やかに日野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（第4号様式）により、報告すること。
- さくらねこの理解普及
 - ・不妊手術の際は猫の耳先をV字カットすることに同意すること。
 - ・耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫がこの場所で一生を全うするまで見届けてもらうよう理解普及に努めること。

日環環第 号
年 月 日

日野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書

_____様

日野市長 大坪 冬彦

下記のとおり日野市さくらねこ不妊手術チケット交付決定をする。

記

1 支援対象者

日野市 _____ 氏名

2 交付枚数

_____年 _____月分
_____枚

下記の事項を遵守すること

- ・市内に生息する飼い主のいない猫であること。
- ・手術チケットの利用にあたり問題が生じた場合は、責任をもって対応すること。
(利用報告)
- ・交付済みチケットの有効期限終了後または不妊手術終了後、速やかに日野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第4号）により、提出すること。
(さくらねこの理解普及)
- ・不妊手術の際は猫の耳先をV字カットすることに同意すること。
- ・耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫がこの場所で一生を全うするまで見届けてもらうよう理解普及に努めること。

日環環第 号
年 月 日

日野市さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定取消及び返還通知書

_____様

日野市長 大坪 冬彦

年 月 日付 日環環第 号にて交付決定した手術チケットについて、日野市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領第6条の規定に基づき、交付決定を取消し、チケットの返還を命ずる。

記

1 交付枚数

_____年 月分
_____枚

2 取消及び返還枚数

_____年 月分
_____枚

3 理由

第4号様式（第7条関係）

日野市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書

年 月 日

（宛先）日野市長

住 所 _____

氏 名 _____

（団体名） _____

電話番号 _____

年 月 日付 日環環第 号にて交付決定した手術チケットについて、日野市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領第7条の規定により報告いたします。

記

1 交付枚数

_____枚

2 交付日

_____年 月 日

3 利用枚数

_____年 月分

_____枚

【内訳】 オス 頭

メス 頭

4 事業活動を証する写真（活動風景若しくは活動現場の写真）及び手術対象猫の写真

5 利用の詳細（第4号様式別紙）

